被告側奥園証人
後遺症ないと強弁
9.28裁判、第50回公判で

公判を終わって、裁判所横の広場で本多弁護士から経過の報告を聞き、今後のたたかいの決意をかためた。

九・二八裁判（昭和四十二年九月二十八日三川鉱坑内火災損害賠償請求事件）の第五十回公判が二月六日午後一時から福岡地裁で開かれ、前回（十一月七日）につづいて被告会社側証人、現三井病院長に対する被告側代理人による主尋問がおこなわれました。

奥園医師は、前回までの主尋問で、「三川鉱坑内火災は大したことではなかった。血中のヘモグロビンを調べても、煙草をたくさん吸う人に出る程度であったし、九大専門医による一斉検診でも意識障害、脳の機能障害などもなかったので、CO中毒による後遺症はないと思う」「入、通院などは病気以外の理由によるものであったと思う」「それは、三池の特異な現象であり、職場復帰のためのリハビリも必要なかった」と証言していました。

今回の尋問では、当時三井（天領）病院に入院していた三池労組の松本忠義さんと広木源作さんについて、「二人とも入院してすぐに高圧酸素タンクを使用したために、非常に頭が重かったのが、スッキリしたと言った」「九大の専門医の諸検診の結果を見ても、意識、機能障害もないのでCO中毒による後遺症はないし、仮にあったとしても本人が本来持っていた病気によるものとしか考えられない」と、CO中毒症そのものを全面的に否定しました。

さらに原告側証人の曙病院吉田前病院長や谷端証人による患者の諸症状についての証言を全面的に否定し、坑内火災によって坑内に若干のガスが流れたことは認めても、それによる障害はほとんどなく、軽い症状で済んだこと、その症状もCO中毒に起因しないと、繰り返し繰り返し証言しました。

原告側は、これまでの奥園医師の証言を検討し、吉田先生の意見を十分聞いた上で次回公判で反対尋問をすることにしています。

次回公判は五月十五日午後一時から福岡地裁で開かれます。

（原告団　藤田幸次郎・記）

三池炭鉱の暮らし
漏れる睦言
第三回

武松輝男

「なんばすっと。いやらしか。あんた、隣ン若めおとンあん声バ聞いて、どけんかなったつじゃなかと。やめとかんネ、年甲斐のなか。腰ン抜けて仕事ンできんごとなろうが」

かって、納屋に住んでいたことのある老坑夫の話の中には、きまって隣家から漏れ聞こえた頭書のような語りがある。

それもそうだろう。棟割り長家の隣家との仕切りというのは、板壁一枚か、それとも薄い荒土壁一枚だけであったのだから、陽が落ちて、物音が夜の露に包みこまれて地面に這いはじめると、寝返りで布団がすれ合う音も、壁を透して聞こえてくる、とまあ、それほどであったという。

「さっきのは年寄りから聞いた話でしたバッテン、わたしが住んだ頃は、押入れが造られていましてですな、それで、聞き耳バたてたバッテン、年寄りから聞いたほどのことはなかったですバイ。それでも、世の中にはスキモンと言いますか、そういうのがいましてですな、よう知恵ン働く。知恵ン働くけんでスキモンと言うのでっしょうが、それが、隣りに新婚のめおとが住むげな、てどこからか聞いてきて、わざわざですばい、社宅事務所まで行って、係の人に、ネダイタの薄かつバはめてくれ、テ言いに行ったつですばい。そしたらですな係の人も知恵モン、ネダイタン薄かつばはめるなら、出役できんごとなるけん、はめられん、テ言わっしゃったげなですたい」

押入れができたからといって聞こえないということはない。押入れの襖を開けはなしとったら、同じことだ、と老坑夫はかかと笑う。つまり匿しごとができない構造になっていたのだ。

匿しごとができないようになっているのは、社会思想とか同盟罷業といった大それたことへの予防策と言うよりも、むしろ逃亡防止のためのものであったのだ、と言ってもよいのではないだろうか。

このように記すと、当時の三池炭鉱では、逃亡はどれくらいあっていたのか、と問いたくなる。

そこで「明治中・後期三池炭鉱における坑夫の雇傭状態」（田中直樹）の「三池炭鉱坑夫移動表」と「解雇者事由別表」をみると、三池炭鉱に雇い入れた坑夫のうち解雇された者のうちのおよそ六十パーセントは逃走者であることがわかる。しかもそのまた六十パーセント近くが一カ月以内に逃亡した者で占められているが、驚いたことに、一カ月以内のうちのおよそ五十パーセントの坑夫は五日以内の逃亡となっている。

この逃亡者率をみただけで、炭鉱がどういうところであったかを端的に表わしていると言えるのではないか。

逃亡を防ぐのには二つの方法しかないのではないか。一つは、納屋を柵で囲み門を造り、そして守衛を置いて、納屋の出入りを規制すること。三池炭鉱の社宅にはかつて柵で囲まれ守衛がいた、といってもなかなか信じてもらえない。過日の見学会でもやはりそうであった。

逃亡を防ぐもうひとつの方法は相互監視である。しかも監視され監視しているといった感情をもたせてしまったら一巻の終わりであるから、そうではなくて、それでいて相互監視の効果が得られるのは、匿しごとのできない住居の造りである。

このようにみてくると、隣家から漏れ聞こえる睦言を、いったい何と表現すればよいのだろうか。

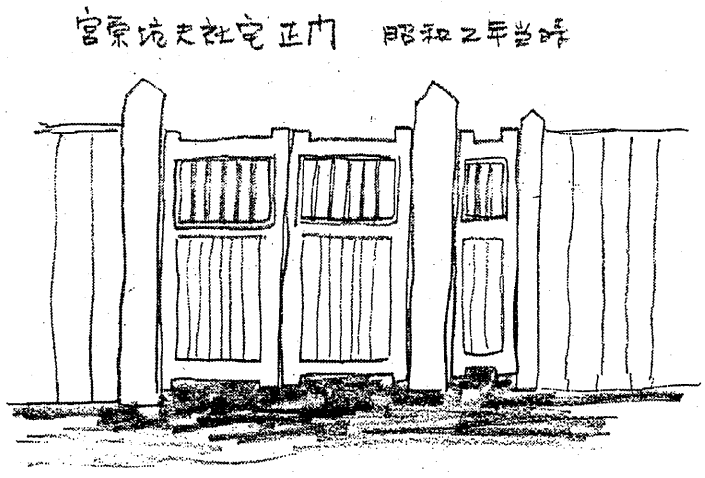

私と炭鉱俳句
随想

嘉穂郡　中島一之

恋猫は床下に坑夫詩をつくる

二十二年間の炭住生活を顧みて俳句が私にもたらした影響は大きかった。

俳句に没入した直接の動機は、坑内事故で兄を喪ったショッキングな出来事であったが、のめりこめばのめりこむほど深みのあるこの短詩型の文学は、魅力一ぱいで私を虜にした。

探梅や兄の遺せし背広着て

にはじまった私の作句リズムはいやが上にもボルテージが上昇していったのである。

冒頭の句はその最高潮のときのもので、あちらこちらで猫の交尾期の動態が鳴き声によってその季節の到来を告げてくれる。炭住といえども例外でなく、すさまじいばかりの狂態が夜となく昼となく展開され、いやはや人間どもはしばしこの恋合戦に悩まされるという次第である。

坑夫という字句は、炭鉱全体の包括的な雰囲気をかもし出す表現だし、広義に解釈すれば抵抗なく素直に理解できるのではないかと思っている。その甲斐あって「毎日俳壇」の巻頭を飾ってくれた。

梅匂うときも炭住に債鬼くる

昔、炭鉱では宵越しの金は持たないと言えば聞こえはいいようだが、当時の私は寝たきりの母と病弱な妻、それに幼な児二人を抱えた薄給の係員の身で生計は楽ではなかった。利息つきの金こそ借りなかったが、炭住街にはよくいわゆる金貸しなるものが横行していた。二月も半ばを過ぎると山の神の梅もほころびはじめ、春の到来を告げる。広場で遊ぶ子供の声も何かしら弾んだように聞こえ、炭住街も華やいでくるが、対象的に金貸しの顔もうろつき炭住街の側面をも見せてくれる。

私の炭鉱俳句では、

ボタ山燃ゆ祭大鼓の響く夜も

落盤を遁れて坑夫海鼠喰う

のような実生活に即して、飾らず偽らず実感を思いのままに俳句にした。

今にしてみれば懐しく、そして楽しかった思い出の一駒である。

× ×

投稿いただいた中島さんは六十五歳、福岡県嘉穂郡庄内町赤坂にお住いです。ありがとうございました。

■私の発言■

いまはやめられません！

労働組合になったプロ野球選手会の　中畑　清会長

――労働組合に認定されてから初の総会（一・九）にしては出席者が少なかった。

「残念です。でも前から仕事が決まっていたり、自主トレとかの理由があったんです。出席できない人からは、委任状がでていました」

――協約化していきたい要求が三十数事項。どのようにまとめていくのでしょう。

「まだ、検討の余地があるものも多いんですね。だから全球団の全選手会に項目をまとめたものを渡して、意見をだしてもらい、集約していくようにしています。キャンプ中にやってもらうようにしています」

――労組結成はどのようにしてすすめられたのでしょう。

「全員に加盟申し込みを書いてもらい、全員一致で始めました」

――労組に参加しないという人がでた場合、どう対処するんですか。

「ありえないと思います」

――協約化した具体的な中身は？

「みんなの意見を集約してから発表しますが、夢のある球団生活をするための待遇改善、年金問題などいろいろあります。最低年俸二百四十万円なんて、いまどきだれでももらっていますよ。とにかく、小さいことから始めていきます」

――労組認定後に球団機構側との交渉は？

「認定を受けたことは伝えていますが、交渉はまだもてていません」

――選手会会長をやめたいと言っていましたが。

「野球をやりたいから、やめたい気持ちはあります。ぼくが言ったのは、いまやっていることが順調にすすみ、形が整ったら身を引くということです。いまはやめられません。がんばります」

――労組になって選手会の変わったことは。

「身近な意見、人権問題に対する意見がでるようになりました」

× ×

一九五四年生まれ。巨人軍内野手。チーム一の楽天家で、人の和をつくるのが上手です。